

# バーゼルⅡ 第3の柱に係る開示(単体)

## <定性的な開示事項>

### ○第2条第2項第1号(自己資本調達手段の概要)

当行は、自己資本調達手段としては、普通株式により資本調達を行っております。各々の残高については、<定量的な開示事項>(自己資本の構成に関する事項)をご参照ください。

[単位：百万円]

平成24年3月期		平成25年3月期	
自己資本調達手段	金額	概要	金額
資本金	22,725	—	22,725
普通株式	22,725	完全議決権株式	22,725 完全議決権株式
負債性資本調達手段等	—	—	—
期限付劣後債務	—	—	—

### ○第2条第2項第2号(自己資本の充実度に関する評価方法の概要)

当行の平成25年3月期末の自己資本比率は、11.88%となっており、国内基準の4%を上回っております。また、コアの自己資本比率となるTier1比率についても、11.66%と高い水準を確保しております。自己資本の構成は、Tier1で自己資本総額の96%を占めており、自己資本の水準や質は充足していると認識しております。

リスク資本の配賦の観点からは、「資本としての確からしさ」を考慮し、Tier1資本を「配賦可能リスク資本(配賦原資)」と位置付けております。このうち、バッファー(※1)と未配賦資本(※2)を差し引いた額をリスク・カテゴリー毎に配賦し、各リスクが配賦されたリスク資本の範囲内に収まっているかを月次で管理し、リスク資本の使用状況について「リスク管理委員会」へ報告しております。

現在の自己資本の充実度につきましては、総リスク量は配賦されたリスク資本の範囲内に収まり、またTier1に占める割合も17%であることから、十分な水準にあるものと認識しております。

(※1) バッファー 自己資本比率4%(国内基準)を維持するためのTier1相当額

(※2) 未配賦資本 なんらかの不確実性から生じる損失に対する備えとして確保すべき資本

### ○第2条第2項第3号(信用リスクに関する事項)

#### イ. リスク管理の方針及び手続の概要

##### (信用リスクとは)

信用リスクとは、お取引先の倒産や経営状況の悪化等により、貸出金の元本や利息の回収が困難となり、当行が損失を被るリスクをいいます。

##### (信用リスク管理の基本方針)

当行では「信用リスク管理指針」並びに「信用リスク管理規則」を制定し、与信集中リスク(1債務者又は1業種等への信用供与が多大になること。)を回避し、リスクの分散を基本とする適切な与信ポートフォリオの構築を目指しています。

また、信用格付や自己査定を通じた信用供与に係るリスクを客観的かつ計量的に把握する「信用リスクの計量化」に取組んでいます。なお、計測した信用リスク量については「リスク管理委員会」にて評価を実施しております。

また、与信集中リスク回避に向けた態勢として専担部署を設置し、タイムリーかつ適切な経営指導によりお取引先の問題点解消を図るとともに、万一返済不能となった場合は速やかな対応をとることで当行が被る損失を極小化する態勢を構築しております。

##### (貸倒引当金の計上基準)

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行つ

ております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しております。

平成19年10月1日より信用保証協会保証付きの新規融資を対象に責任共有制度が導入されたことに伴い、当事業年度から将来発生する可能性のある負担金支払見込額を貸倒引当金の計算に加味して計上しております。

#### ロ. 標準的手法が適用されるポートフォリオについて

##### リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定においては、内部管理との整合性を考慮し、また、特定の格付機関に偏らず、格付の客觀性を高めるためにも複数の格付機関を利用することが適切との判断に基づき、次の格付機関を採用しています。

・株式会社日本格付研究所(JCR)

・株式会社格付投資情報センター(R&I)

なお、外貨建資産や邦貨建であってもエクスポートジャーナーの主体(債務者、発行体等)が海外である場合は、上記に加え、次に掲げる格付機関が付与した格付を採用しています。

・ムーディーズ・インベスター・サービス・インク(Moody's)

・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ(S&P)

また、海外の中央政府向けエクスポートジャーナーに限り、前項に掲げる格付機関が格付を付与していない場合、経済協力開発機構のカントリー・リスク・スコアを用いるものとしています。

### ○第2条第2項第4号(信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要)

##### (信用リスク削減手法とは)

信用リスク削減手法とは、当行が抱える信用リスクを軽減するための措置であり、担保、保証、貸出金と預金の相殺、クレジット・デリバティブが該当します。なお、当行ではクレジット・デリバティブの利用実績はありません。

##### (リスク管理の方針及び手続の概要)

信用リスク削減手法のうち、担保の評価及び管理は当行が定める「担保評価管理基準」及び「担保評価管理の要領」に則って行っており、不動産担保のほか、有価証券担保、預金・指定金銭信託担保が主体となっています。新しい自己資本比率規制(バーゼルⅡ)上の信用リスクの削減手段として有効に認められる適格金融資産担保の評価及び管理については、当行が定める「自己資本算出規則」に則って行っており、自行預金・指定金銭信託、日本国政府又は我が国の地方公共団体が発行する債券、上場会社の株式等を適格金融資産担保として取扱うこととしています。

保証については、個人による保証のほか、我が国政府や政府関係機関の保証、我が国の地方公共団体の保証、沖縄県信用保証協会の保証、上場会社による保証が主体となっています。これらのうち、新しい自己資本比率規制(バーゼルⅡ)上の信用リスクの削減手段としては、個人による保証を除いています。なお、平成19年10月1日より信用保証協会保証付きの新規融資を対象に責任共有制度が導入されたことに伴い、当事業年度から保証しているとみなしうる部分を信用リスク削減手法の対象としています。

また、貸出金と自行預金の相殺にあたっては、債務者の担保登録のない定期性預金(総合口座を含む)を対象としています。

##### (信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中)

信用リスク削減手法の適用にあたっては、特定の担保、特定の保証に過度に偏ることなく、分散を図っています。

### ○第2条第2項第5号(派生商品取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要)

##### (リスク管理の方針)

当行では、市場性リスク回避を主目的として派生商品取引を利用することとしており、金利スワップ及び先物為替予約の取引を行っております。

##### (手続の概要)

派生商品取引のリスク管理については、証券国際部においてレンタル・エクスポートジャーナー方式による与信相当額の算出とその管理を行い、毎月リスク管理委員会へ報告を行うとともに、定期的に経営陣に報告する体制を構築しています。

なお、当行では一般個人・法人を相手とした派生商品取引について保全や引当の算出を行い、金融機関を相手とした取引については、信用度の高い金融機関に限定していることから、保全や引

## バーゼルⅡ 第3の柱に係る開示(単体)

当の算出を行っておりません。

### ○第2条第2項第6号(証券化エクスポートに関する事項) 当行では、証券化エクスポートを保有しておりません。

### ○第2条第2項第8号(オペレーションナル・リスクに関する事項)

#### イ. リスク管理の方針及び手続の概要

(管理体制)

オペレーションナル・リスクとは、銀行の業務の過程、役職員(パートタイマー等を含む)の活動、もしくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により、当行が損失を被るリスクをいいます。

当行では、オペレーションナル・リスクを①事務リスク、②システムリスク、③その他リスク(風評リスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク等)の3つに分けて管理しています。

オペレーションナル・リスクの管理にあたっては、オペレーションナル・リスク管理の基本事項を定めた「オペレーションナル・リスク管理規則」を制定したうえ、「オペレーションナル・リスク管理部署」がオペレーションナル・リスク全体の一元的な把握・管理を実施するとともに、各リスク所管部がより専門的な立場からそれぞれのリスクを管理しています。

(リスク管理の方針及び手続の概要)

オペレーションナル・リスクは、業務運営を行っていく上で可能な限り回避すべきリスクであり、適切に管理するための組織体制及び仕組みを整備し、リスク顕在化の未然防止及び顕在化時の影響極小化に努めています。

具体的には、バーゼルⅡに準拠したリスク管理体制を構築すべくリスクを捕捉し、再発防止策の策定等によるリスクの制御・移転、回避を行うなどリスク管理に取り組んでいます。さらに、オペレーションナル・リスク管理の実効性を高めるため、リスク管理のPDCAサイクル(※)の確立に努めています。

各オペレーションナル・リスクの管理は、オペレーションナル・リスク情報の収集、分析を実施するほか、「オペレーションナル・リスク管理規則」「事務リスク管理規則」「システムリスク管理規則」及び「風評リスク管理規則」を定めて、適切に管理しています。

(※)PDCAサイクル

Plan(方針の策定)Do(内部規程・組織体制の整備)Check(評価)Action(改善態勢の整備)のサイクルが適切に運営され、確立されているかの検証を行なう態勢。

#### ロ. オペレーションナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

自己資本比率規制上のオペレーションナル・リスク相当額の算出にあたっては、金融庁告示第十九号「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適切であるかどうかを判断するための基準」に定める「基礎的手法」を採用しています。

### ○第2条第2項第9号(出資等又は株式等エクスポートに関するリスク管理の方針及び手続の概要)

(リスク管理の方針)

当行では「リスクを的確に把握・管理し、許容し得るリスク量の下での安定収益の確保、資産の健全性の維持向上を図る」という市場リスクの管理方針に則り、株式等のリスク管理を行なっています。

(手続の概要)

株式等のポジション枠については、リスク管理委員会において半期ごとの見直しを行なうことにより、経営体力に配慮した設定を行なっています。

また、株式の価格変動リスクについては、VaR(バリュー・アット・リスク)により計測しています。

株式等の評価については、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により、行っております。また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

### ○第2条第2項第10号(銀行勘定における金利リスクに関する事項)

#### イ. リスク管理の方針及び手続の概要

(リスク管理の方針)

当行の市場関連取引に係るリスクを的確に把握・評価し、適切なリスク管理を行うことにより、当行資産の健全性の維持・向上、収益性の向上に資することを基本方針としています。具体的には、ALM(Asset Liability Management)の一環として、金利リスク、為替リスク、価格変動リスクのコントロールを実施しています。

(手続の概要)

市場関連リスクを的確に把握・管理し、許容し得るリスク量の下での安定収益の確保、資産の健全性の維持向上を図るために、半期ごとにリスク管理委員会において、ポジション枠、損失限度枠等を決定しています。これらのルールに基づき、機動的かつ効率的に市場取引を行なっています。

また、毎月開催されるリスク管理委員会において、銀行勘定における資産と負債の金利又は期間のミスマッチから生じる金利リスクや、市場関連取引についてストレスをかけた場合の損失額、統計的に一定の確率で発生が予想される最大損失額であるVaR(バリュー・アット・リスク)の状況等を報告するなど厳格なリスク管理に努めています。

#### ロ. 銀行が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

現在、当行では銀行勘定における金利リスクについては、VaR、BPV(ベース・ポイント・バリュー)、ギャップ分析、現在価値分析などを用いたリスク分析によって計量化し、当行の経営体力に見合うようコントロールに努めています。

また、継続的に計量化方法の高度化・精緻化に取り組んでいます。

## <定量的な開示事項>

### ○第2条第3項第1号(自己資本の構成に関する次に掲げる事項)

#### イ. 基本的項目の額及び次に掲げる事項の額

- (1) 資本金及び資本剰余金
- (2) 利益剰余金
- (3) 自己資本比率告示第十七条第二項又は第四十条第二項に定めるステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等の額及び基本的項目の額に対する当該株式等の額の割合
- (4) 基本的項目の額のうち(1)から(3)までに該当しない資本調達額
- (5) 自己資本比率告示第十七条第一項第一号から第四号まで又は第四十条第一項第一号から第四号までの規定により基本的項目から控除した額
- (6) 自己資本比率告示第十七条第一項第五号又は第四十条第一項第五号の規定により基本的項目から控除した額
- (7) 自己資本比率告示第十七条第八項又は第四十条第七項の規定により基本的項目から控除した額

□. 自己資本比率告示第十八条又は第四十一条に定める補完的項目の額及び同告示第十九条又は第四十二条に定める準補完的項目の額の合計額

#### ハ. 自己資本比率告示第二十条又は第四十三条に定める控除項目の額

## 二. 自己資本の額

単体自己資本の構成

[単位：百万円]

項目	平成24年3月期	平成25年3月期
資本金	22,725	22,725
資本準備金	17,623	17,623
その他資本剰余金	—	—
利益準備金	9,535	9,535
その他利益剰余金	59,231	61,931
自己株式	△2,685	△1,993
社外流出予定額	△670	△663
新株予約権	105	158
基本的項目(A)	105,866	109,316
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,179	1,179
一般貸倒引当金	2,977	2,908
負債性資本調達手段等	—	—
補完的項目(B)	4,156	4,088
自己資本総額(C)=(A)+(B)	110,023	113,404
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	2,042	2,042
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポートージャー及び 信用補完機能を持つI/Oストリップス	—	—
控除項目計(D)	2,042	2,042
自己資本額(E)=(C)-(D)	107,980	111,361
資産(オン・バランス)項目	818,405	875,473
オフ・バランス取引等項目	9,055	7,814
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額	—	—
オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額	53,739	53,835
リスク・アセット額(F)	881,200	937,123
自己資本比率(国内基準)(E)/(F)	12.25%	11.88%
参考: Tier1比率(国内基準)(A)/(F)	12.01%	11.66%

### ○第2条第3項第2号(自己資本の充実度に関する次に掲げる事項)

#### イ. 信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

- (1) 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び標準的手法が複数のポートフォリオに適用される場合には、適切なポートフォリオの区分ごとの内訳
- (2) 内部格付け手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳((Ⅲ)及び(Ⅳ)について、預金者等が銀行のリテール業務のリスク特性の理解に影響を受けないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。)(Ⅰ)事業法人等向けエクスポートージャー(Ⅱ)居住用不動産向けエクスポートージャー(Ⅲ)適格リボルビング型リテール向けエクスポートージャー(Ⅳ)その他リテール向けエクスポートージャー
- (3) 証券化エクスポートージャー

## バーゼルⅡ 第3の柱に係る開示(単体)

### 資産(オン・バランス)項目

[単位：百万円]

	平成24年3月期	平成25年3月期
	所要自己資本の額	所要自己資本の額
1. 現金	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
4. 國際決済銀行等向け	—	—
5. 我が国の方公共団体向け	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—
7. 國際開発銀行向け	—	—
8. 地方公共団体金融機関向け	—	—
9. 我が国の政府関係機関向け	71	250
10. 地方三公社向け	0	12
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	313	408
12. 法人等向け	13,635	14,032
13. 中小企業等向け及び個人向け	9,028	9,717
14. 抵当権付住宅ローン	2,295	2,139
15. 不動産取得等事業向け	5,355	6,380
16. 三月以上延滞等	111	111
17. 取立未済手形	0	1
18. 信用保証協会等による保証付	124	129
19. 株式会社地域経済活性化支援機構による保証付	—	—
20. 出資等	841	858
21. 上記以外	958	976
22. 証券化(オリジネーターの場合)	—	—
(うち再証券化)	—	—
23. 証券化(オリジネーター以外の場合)	—	—
(うち再証券化)	—	—
24. 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—
合計	32,736	35,018

### オフ・バランス取引等項目

[単位：百万円]

	平成24年3月期	平成25年3月期
	所要自己資本の額	所要自己資本の額
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	—	—
3. 短期の貿易関連偶発債務	2	2
4. 特定の取引に係る偶発債務	69	69
(うち経過措置を適用する元本補填信託契約)	—	—
5. NIF又はRUE	—	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	—	—
7. 内部格付手法におけるコミットメント	—	—
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務	289	239
(うち借入金の保証)	289	239
(うち有価証券の保証)	—	—
(うち手形引受)	—	—
(うち経過措置を適用しない元本補填信託契約)	—	—
(うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	—	—
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後)	—	—
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除前)	—	—
控除額(△)	—	—
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	—
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供 又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	—	—
12. 派生商品取引及び長期決済期間取引	0	1
カレント・エクスポートージャー方式	0	1
派生商品取引	0	1
外為関連取引	0	1
金利関連取引	—	—
金関連取引	—	—
株式関連取引	—	—
貴金属(金を除く)関連取引	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ取引(カウンターパーティー・リスク)	—	—
—括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)	—	—
長期決済期間取引	—	—
標準方式	—	—
期待エクスポートージャー方式	—	—
13. 未決済取引	—	—
14. 証券化エクスポートージャーに係る適格流動性補完 及び適格なサービス・キャッシュ・アドバンス	—	—
15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポートージャー	—	—
合計	362	312

当行は標準的手法採用行であるため、前記(2)は該当ございません。

- . 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額
- (1)マーケット・ベース方式が適用される株式等エクspoージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳(I)簡易手法が適用される株式等エクspoージャー(II)内部モデル手法が適用される株式等エクspoージャー
  - (2)PD/LGD方式が適用される株式等エクspoージャー  
当行は標準的手法採用行であるため、該当ございません。

- ハ. 信用リスク・アセットのみなし計算(自己資本比率告示第百六十七条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。  
以下この条及び第四条において同じ。)が適用されるエクspoージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額  
当行は標準的手法採用行であるため、該当ございません。

二. マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及び銀行が使用する次に掲げる方式ごとの額

- (1)標準的方式(金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリーごとの所要自己資本の額)
- (2)内部モデル方式  
当行は、自己資本比率告示第四条により、マーケット・リスク相当額を不算入の扱いとしているため、該当ございません。

ホ. オペレーションナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行が使用する次に掲げる手法ごとの額  
オペレーションナル・リスクに対する所要自己資本の額

[単位：百万円]

	平成24年3月期	平成25年3月期
	所要自己資本の額	所要自己資本の額
オペレーションナル・リスクに対する所要自己資本の額合計	2,149	2,153
うち基礎的手法	2,149	2,153
うち粗利益配分手法	—	—
うち先進的計測手法	—	—

- ヘ. 単体自己資本比率及び単体基本的項目比率(自己資本比率告示第十四条(海外営業拠点を有しない銀行にあっては自己資本比率告示第三十七条)の算式の分母の額に対する基本的項目の額の割合をいう。)  
単体自己資本比率及び単体基本的項目比率

[単位：%]

	平成24年3月期	平成25年3月期
単体自己資本比率(国内基準)	12.25	11.88
単体基本的項目比率(国内基準)	12.01	11.66

- ト. 単体総所要自己資本額(自己資本比率告示第十四条(海外営業拠点を有しない銀行にあっては自己資本比率告示第三十七条)の算式の分母にハバーセント(海外営業拠点を有しない銀行にあっては四パーセント)を乗じた額をいう。)  
単体総所要自己資本額

[単位：百万円]

	平成24年3月期	平成25年3月期
	所要自己資本の額	所要自己資本の額
単体総所要自己資本額(国内基準)	35,248	37,484

※平成25年3月末所要自己資本額=(リスク・アセット総額)937,123百万円×4% = 37,484百万円

※平成24年3月末所要自己資本額=(リスク・アセット総額)881,200百万円×4% = 35,248百万円

○第2条第3項第3号

信用リスク(信用リスク・アセットみなし計算が適用されるエクspoージャー及び証券化エクspoージャーを除く。)に関する  
次に掲げる事項

- イ. 信用リスクに関するエクspoージャーの期末残高及びエクspoージャーの主な種類別の内訳

- ロ. 信用リスクに関するエクspoージャーの期末残高のうち、区分ごとの額及びそれらのエクspoージャーの主な種類別の内訳

- ハ. 三月以上延滞エクspoージャーの期末残高又はデフォルトしたエクspoージャーの期末残高及び区分ごとの内訳

## バーゼルⅡ 第3の柱に係る開示(単体)

信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高(地域別、業種別、残存期間別) [単位：百万円]

信用リスクに関するエクspoージャー					
平成24年3月期	合計	貸出金、コミットメント 及びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引	債券	デリバティブ取引	三月以上延滞 エクspoージャー
国内計	2,088,274	1,458,171	495,835	11	4,322
国外計	16,232	—	15,366	33	—
地域別合計	2,104,507	1,458,171	511,201	45	4,322
製造業	50,334	43,857	799	5	246
農業、林業	557	557	—	—	7
漁業	536	536	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	4,075	4,075	—	—	32
建設業	55,236	55,220	—	0	730
電気・ガス・熱供給・水道業	12,315	9,857	—	—	—
情報通信業	13,836	12,926	—	—	23
運輸業、郵便業	19,248	18,319	—	3	4
卸売業、小売業	144,791	143,179	—	0	568
金融業、保険業	111,155	27,106	20,538	35	—
不動産業、物品賃貸業	198,065	194,564	—	—	558
各種サービス業	146,617	146,147	—	—	703
国・地方公共団体	657,773	167,909	489,863	—	—
個人	633,914	633,914	—	—	1,446
その他	56,048	—	—	—	—
業種別合計	2,104,507	1,458,171	511,201	45	4,322
1年以下	626,083	367,188	198,733	45	971
5年以下	339,906	198,101	141,312	—	735
10年以下	363,112	208,044	155,066	—	1,288
10年超	701,078	684,838	16,090	—	1,327
期間の定めのないもの	74,325	—	—	—	—
残存期間別合計	2,104,507	1,458,171	511,201	45	4,322

※デリバティブ取引は与信相当額を計上しております。なお、同取引における想定元本は2,626百万円です。

※合計欄には、株式等エクspoージャー、営業用資産に係るエクspoージャー等を含んでおります。

信用リスクに関するエクspoージャーの期末残高及び三月以上延滞エクspoージャーの期末残高(地域別、業種別、残存期間別) [単位：百万円]

信用リスクに関するエクspoージャー					
平成25年3月期	合計	貸出金、コミットメント 及びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引	債券	デリバティブ取引	三月以上延滞 エクspoージャー
国内計	2,180,704	1,504,305	547,355	71	3,821
国外計	19,492	—	18,437	62	—
地域別合計	2,200,196	1,504,305	565,793	134	3,821
製造業	47,810	41,484	300	5	286
農業、林業	639	639	—	—	—
漁業	529	529	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	2,252	2,252	—	—	20
建設業	52,593	52,517	—	0	474
電気・ガス・熱供給・水道業	17,560	15,101	—	—	—
情報通信業	12,045	10,759	300	—	16
運輸業、郵便業	18,024	16,869	—	1	—
卸売業、小売業	144,637	143,168	—	0	536
金融業、保険業	112,330	27,499	28,593	126	2
不動産業、物品賃貸業	223,202	218,847	—	—	260
各種サービス業	147,884	147,400	—	—	649
国・地方公共団体	706,392	169,793	536,599	—	—
個人	657,441	657,441	—	—	1,573
その他	56,851	—	—	—	—
業種別合計	2,200,196	1,504,305	565,793	134	3,821
1年以下	576,759	376,867	147,074	134	794
5年以下	433,544	202,487	230,957	—	720
10年以下	350,267	198,769	151,495	—	756
10年超	762,597	726,180	36,266	—	1,550
期間の定めのないもの	77,028	—	—	—	—
残存期間別合計	2,200,196	1,504,305	565,793	134	3,821

※デリバティブ取引は与信相当額を計上しております。なお、同取引における想定元本は7,790百万円です。

※合計欄には、株式等エクspoージャー、営業用資産に係るエクspoージャー等を含んでおります。

二. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額(一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。)

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額

[単位：百万円]

	平成24年3月期			平成25年3月期				
	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高
一般貸倒引当金	4,568	479	2,070	2,977	2,977	593	662	2,908
個別貸倒引当金	4,924	3,129	2,064	5,989	5,989	1,947	2,028	5,908
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	9,492	3,609	4,134	8,966	8,966	2,541	2,690	8,817

一般貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額(地域別、業種別)

[単位：百万円]

	平成24年3月期				平成25年3月期			
	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高
国内計	4,568	479	2,070	2,977	2,977	593	662	2,908
国外計	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	4,568	479	2,070	2,977	2,977	593	662	2,908
製造業	419	27	79	367	367	89	81	375
農業、林業	0	0	0	0	0	0	0	1
漁業	52	0	0	52	52	0	52	0
鉱業、採石業、砂利採取業	4	1	4	1	1	0	0	1
建設業	1,247	65	1,192	120	120	72	71	121
電気・ガス・熱供給・水道業	1	0	0	0	0	0	0	0
情報通信業	97	5	16	86	86	1	7	80
運輸業、郵便業	37	7	15	28	28	7	13	22
卸売業、小売業	497	94	268	322	322	137	110	350
金融業、保険業	7	1	4	3	3	0	2	1
不動産業、物品賃貸業	619	67	200	486	486	90	96	480
各種サービス業	1,162	72	108	1,126	1,126	70	75	1,122
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	418	136	176	378	378	121	148	351
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別計	4,568	479	2,070	2,977	2,977	593	662	2,908

個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額(地域別、業種別)

[単位：百万円]

	平成24年3月期				平成25年3月期			
	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高
国内計	4,924	3,129	2,064	5,989	5,989	1,947	2,028	5,908
国外計	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	4,924	3,129	2,064	5,989	5,989	1,947	2,028	5,908
製造業	677	170	33	814	814	151	191	774
農業、林業	5	1	1	5	5	2	4	3
漁業	11	2	1	12	12	197	0	209
鉱業、採石業、砂利採取業	—	46	—	46	46	—	32	13
建設業	1,585	844	1,021	1,407	1,407	149	1,145	411
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	4	22	3	22	22	41	9	55
運輸業、郵便業	257	6	254	9	9	5	5	9
卸売業、小売業	561	1,375	131	1,804	1,804	280	91	1,993
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	695	83	98	680	680	237	143	774
各種サービス業	591	328	205	714	714	787	194	1,306
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	534	250	314	470	470	94	209	355
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別計	4,924	3,129	2,064	5,989	5,989	1,947	2,028	5,908

## バーゼルⅡ 第3の柱に係る開示(単体)

### ホ.業種別又は取引相手別の貸出金償却の額

貸出金償却額の内訳(業種別)

[単位：百万円]

	平成24年3月期	平成25年3月期
製造業	4	236
農業、林業	1	—
漁業	0	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	92
建設業	956	1,018
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	4	9
運輸業、郵便業	119	2
卸売業、小売業	143	112
金融業、保険業	—	—
不動産業、物品販賣業	47	115
各種サービス業	103	44
国・地方公共団体	—	—
個人	158	89
その他	—	—
業種別計	1,539	1,720

ヘ.標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高(格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。)並びに自己資本比率告示第二十条第一項第二号及び第五号(自己資本比率告示第百二十七条及び第百三十六条第一項において準用する場合に限る。)又は第四十三条第一項第二号及び第五号(自己資本比率告示第百二十七条及び第百三十六条第一項において準用する場合に限る。)の規定により資本控除した額

### リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャー

[単位：百万円]

	平成24年3月期			平成25年3月期		
	エクspoージャーの額	うち格付あり	うち格付なし	エクspoージャーの額	うち格付あり	うち格付なし
0%	680,705	23,167	657,538	686,323	21,024	665,299
10%	21,089	16,013	5,075	65,931	62,356	3,575
20%	44,588	41,253	3,335	60,961	55,850	5,110
30%	—	—	—	—	—	—
35%	163,993	—	163,993	152,852	—	152,852
40%	1,113	1,113	—	710	710	—
50%	14,215	12,530	1,685	13,790	12,082	1,708
70%	301	301	—	2,034	2,034	—
75%	468,634	—	468,634	493,972	120	493,852
100%	559,142	17,517	541,624	588,405	18,757	569,647
120%	545	382	162	1,047	587	459
150%	1,633	50	1,583	1,541	—	1,541
350%	—	—	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—	—	—
合計	1,955,963	112,329	1,843,633	2,067,569	173,523	1,894,046

※国債及び日本銀行向けエクspoージャーは格付なしに計上しています。

※デリバティブは与信相当額を計上しています。

※参加利益を購入したローン・パーティシペーションについては、原債務者と原債権者(参加利益の売却者)それぞれのリスク・ウェイトを合算したリスク・ウェイトの区分に計上しています。

ト.内部格付手法が適用されるエクspoージャーのうち、スロッティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクspoージャーについて、自己資本比率告示第百五十三条第三項及び第五項並びに第百六十六条第四項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高

チ.内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項(信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。)

(1)事業法人向けエクspoージャー、ソブリン向けエクspoージャー及び金融機関等向けエクspoージャー債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値(先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクspoージャーに係るELdefaultを含む。)の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値(先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。)

(2)PD/LGD方式を適用する株式等エクspoージャー債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高

(3)居住用不動産向けエクspoージャー、適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー及びその他リテール向けエクspoージャー次のいずれかの事項(I)プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値(デフォルトしたエクspoージャーに係るELdefaultを含む。)の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値(II)適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクspoージャーの分析

- リ. 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD 方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクspoージャー、適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー及びその他リテール向けエクspoージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析
- ヌ. 内部格付手法を適用する事業法人向けエクspoージャー、ソブリン向けエクspoージャー、金融機関等向けエクspoージャー、PD/LGD 方式を適用する株式等エクspoージャー、居住用不動産向けエクspoージャー、適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー及びその他リテール向けエクspoージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比  
当行は、標準的手法採用行であるため、該当ございません。

○第2条第3項第4号(信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項)

- イ. 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー(信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。)の額(包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクspoージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額)(基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクspoージャー、ソブリン向けエクspoージャー及び金融機関等向けエクspoージャーごとに開示することを要する。)  
 (1) 適格金融資産担保  
 (2) 適格資産担保(基礎的内部格付手法採用行に限る。)
- ロ. 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクspoージャー(信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。)の額(内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクspoージャー、ソブリン向けエクspoージャー、金融機関等向けエクspoージャー、居住用不動産向けエクspoージャー、適格リボルビング型リテール向けエクspoージャー及びその他リテール向けエクspoージャーごとに開示することを要する。)

信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー

[単位：百万円]

	平成24年3月期	平成25年3月期
	信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー	信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー
現金及び自行預金	30,051	30,817
金	—	—
適格債券	—	—
適格株式	—	—
適格投資信託	—	—
適格金融資産担保合計	30,051	30,817
適格保証	75,406	65,789
適格クレジット・デリバティブ	—	—
適格保証、適格クレジット・デリバティブ合計	75,406	65,789

※平成25年3月末自行預金には、オン・バランス・ネットティングの対象としたエクspoージャー18,947百万円を含んでおります。

※平成24年3月末自行預金には、オン・バランス・ネットティングの対象としたエクspoージャー16,723百万円を含んでおります。

○第2条第3項第5号(派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項)

イ. 与信相当額の算出に用いる方式

派生商品取引の与信相当額は、カレント・エクspoージャー方式にて算出しております。

なお、当行の派生商品取引は、外国為替関連取引(先渡取引)と金利関連取引(金利スワップ取引)のみとなっております。

ロ. グロス再構築コストの額(零を下回らないものに限る。)の合計額

グロス再構築コストの額

[単位：百万円]

	平成24年3月期	平成25年3月期
	グロス再構築コストの額	グロス再構築コストの額
派生商品取引	19	56
外国為替関連取引及び金利関連取引	19	56
金利関連取引	—	—
株式関連取引	—	—
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—
合計	19	56

※原契約期間から営業日以内の外国為替関連取引は除いております。

## バーゼルⅡ 第3の柱に係る開示(単体)

八. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額(派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。)

担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額

[単位：百万円]

	平成24年3月期	平成25年3月期
	与信相当額	与信相当額
派生商品取引	45	134
外国為替関連取引及び金関連取引	45	134
金利関連取引	—	—
株式関連取引	—	—
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—
合計	45	134

※原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引は除いております。

二. 口に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額(カレント・エクスポートージャー方式を用いる場合に限る。)

口に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額

[単位：百万円]

	平成24年3月期	平成25年3月期
グロス再構築コスト及びグロスアドオンの合計額…①	45	134
グロス再構築コスト額	19	56
グロスのアドオン額	26	77
担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額(△)…②	45	134
①から②を差し引いた額	—	—

※原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引は除いております。

### ホ. 担保の種類別の額

当行では、派生商品取引において担保を利用しておりません。

### ヘ. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

当行では、派生商品取引において担保を利用しておらず、従って、担保による信用リスク削減を行っておりません。

### ト. 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

当行では、クレジット・デリバティブを用いた信用リスク削減を行っておりません。

### チ. 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

当行では、クレジット・デリバティブを用いた信用リスク削減を行っておりません。

## ○第2条第3項第6号(証券化エクスポートージャーに関する事項)

当行では、証券化取引を行っておりません。また、当行では、証券化エクスポートージャーを保有しておりません。

## ○第2条第3項第8号(銀行勘定における出資等又は株式等エクスポートージャーに関する次に掲げる事項)

### イ. 貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額

(1)上場している出資等又は株式等エクスポートージャー(以下「上場株式等エクスポートージャー」という。)

(2)上場株式等エクスポートージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポートージャー

出資等エクスポートージャーの貸借対照表計上額等

[単位：百万円]

	平成24年3月期			平成25年3月期
	貸借対照表額	時価	貸借対照表額	時価
上場株式等エクスポートージャー	15,390		18,170	
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポートージャー	2,974		3,043	
合計	18,364	18,364	21,213	21,213

### 子会社・関連会社株式の貸借対照表計上額等

[単位：百万円]

	平成24年3月期	平成25年3月期
	貸借対照表額	貸借対照表額
子会社・子法人等	1,329	1,329
関連法人等	—	—
合計	1,329	1,329

口.出資等又は株式等エクスポートの売却及び償却に伴う損益の額  
銀行勘定における出資等または株式等エクスポート

[単位：百万円]

	平成24年3月期	平成25年3月期
売却損益額	△545	△430
償却額	59	35

ハ.貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

平成25年3月期：貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額は3,601百万円です。

平成24年3月期：貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額は439百万円です。

二.貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額については該当ございません。

ホ.海外営業拠点を有する銀行については、自己資本比率告示第十八号第一項第一号の規定により補完的項目に算入した額

当行は、海外営業拠点を有していないため、自己資本比率告示第十八号第一項第一号の規定により補完的項目に算入した額については該当ございません。

ヘ.自己資本比率告示附則第十三条が適用される株式等エクスポートの額及び株式等エクスポートのポートフォリオの区分ごとの額

当行は、標準的手法採用行であり、自己資本比率告示附則第十三条が適用される株式等エクスポートの額については該当ございません。

○第2条第3項第9号(信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポートの額)

当行は、標準的手法採用行であり、信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポートの額については該当ございません。

○第2条第3項第10号

(銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減額)

[単位：百万円]

対象	平成24年3月期	平成25年3月期
円貨建(サムライ債含む)		
外貨建債券	1,834	1,928
投資信託		
預貸金等の金利リスク	2,965	2,676

※リスク量はVaR(バリュー・アット・リスク)により計測しております。

※算出の条件は以下のとおりです。

円貨建(サムライ債含む)：信頼区間99%、保有期間1ヶ月、観測期間1年

外貨建債券：同上

投資信託：同上

預貸金等の金利リスク：信頼区間99%、保有期間1年、観測期間1年

※預貸金等の金利リスクには、外貨建資産・負債は含んでおりません。